



コロナ感染を心配して受診を控えていませんか？

健康

●令和4年度セット健診のご案内

長引くコロナ禍の生活変化で生活習慣病やがんのリスクが高まっているおそれがあります。

高森町では対象の方に特定健診と4つのがん検診を組み合わせた予約制セット健診を行います。ぜひこの機会にセット健診を受け、健康づくりを始めましょう！

健康推進課国民健康保険係 ☎0967-62-2911

★いいコトたくさん セット健診★

いいコト

通常健診より安く
予約制なので待ち時
間が少ない!!

いいコト

異常が見つかったも
早期に治療できる

いいコト

健康な体を維持=医
療費を節約できる

●セット健診内容

国保特定健診 + 肺がん + 胃（バリウム）+ 大腸 + 腹部エコー
= **2,000円!!** (通常は**4,500円**)

※上記の検査を**全部受けることが条件**になります。

その他の検査も別料金で追加できます。子宮がん検診はありません。

健診日 6月11日(土)

健診会場 高森総合センター

申込締切 4月27日(水)

対象者 40~69歳 国民健康保険の方 (令和4年度未年齢)

定員 120名

申込予約方法 電話：健康推進課に連絡 ☎62-2910 (直通)
☎62-1111 (代表)

メール：kenkou@town.kumamoto-takamori.lg.jp

●予約についての必須事項

電話またはメールにて以下の内容を記入またはお伝えください。

①名前 ②住所 ③電話番号 ④生年月日 ⑤希望時間など

※令和4年3月末以降に国保に加入された方は国保係に問い合わせください。

※先着順・定員になり次第メ切ます。

バス通学定期券の助成について

南阿蘇鉄道に代わる九州産交バス南郷ライナー号で通学する高森町在住の高校生・専門学生・大学生等に定期券購入金額の一部助成を行っています。

この制度は、南阿蘇鉄道・JRの定期券金額から南郷ライナー号定期券金額の差額を助成するものです。

助成金申請の際は定期券購入後に九州産交バスで発行する証明書と印鑑を教育委員会までご持参ください。

教育委員会事務局 学校教育係 ☎62-0227

年金額改定について

～昨年度から0.4%の引き下げです～



●令和4年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例【月額】 年金

	令和3年度	令和4年度
国民年金 (老齢基礎年金満額：1人分)	65,075円	64,816円 (▲259円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	220,496円	219,593円 (▲903円)

※平均的な収入(平均標準報酬(賞を含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。詳しくは、厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631_00014.htmlに記載されておりますので、ご覧ください。

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

児童扶養手当額引き下げ

令和4年度から児童扶養手当額が0.2%の引き下げとなります。詳しくは下記の表のとおりです。

●令和4年度の児童扶養手当額(月額)

		令和3年度	令和4年度
本体額	全部支給	43,160円	43,070円(▲90円)
	一部支給	43,150~10,180円	43,060円~10,160円 (▲90円~▲20円)
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円(▲20円)
	一部支給	10,180円~5,100円	10,160円~5,090円 (▲20円~▲10円)
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円(▲10円)
	一部支給	6,100円~3,060円	6,090円~3,050円 (▲10円)

特別児童扶養手当特別障害者手当額引き下げ

令和4年度から、特別児童扶養手当及び特別障害者手当額が0.2%の引き下げとなります。詳しくは下記の表のとおりです。

●令和4年度の手当額(月額)について

		令和3年度	令和4年度
特別児童扶養手当	1級	52,500円	52,400円
	2級	34,970円	34,900円
障害児福祉手当		14,880円	14,850円
特別障害者手当		27,350円	27,300円
経過的福祉手当		14,880円	14,850円

子どものインターネット利用による犯罪被害を防止しましょう

熊本県内でも、子どもがSNSを使って見知らぬ人と知り合い、様々な犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

青少年インターネット環境整備法や熊本県少年保護育成条例では、保護者はフィルタリングを利用するなどにより、少年のインターネット利用の適切な管理に努めることが義務づけられています。フィルタリングを設定・有効化するとともに、家族で十分話し合っ、インターネット利用のルールを作りましょう。

また、携帯ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーの中には、スマートフォンと同様に無線LANを用いて、ダウンロードやメールが利用できるものもあります。これらの機器を子どもがどう使っているのか、保護者が知っておく必要があります。

◎熊本県警察公式YouTube動画

●「ゆっぴーと学ぼう!! あんしんネットスクール」
子どもの非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html>



●「スマホに弱い大人の教科書」

保護者向け啓発冊子

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/8731.html>



☎62-0110
通報・相談 110

SNSによる
少年の非行・
犯罪被害防止